

会 則

中里北部連合町内会

(名称)

第1条 本連合会は、中里北部連合町内会（以下、本会という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、第3条の区域内にある、単位町内会及び単位自治会（以下、町内会という）をもって構成し、行政と町内会との連携を円滑に行い、町内会相互の親睦及び地域発展に寄与することを目的とする。

(区域)

第3条 本会の担当する地域は、たちばな台地区、鴨志田地区、寺家地区、成合地区の4地区とする。

(役員)

- 第4条
- ①本会の役員は、会長1名、副会長2名、庶務・会計及び監事2名をもって構成し会務にあたる。
 - ②任務については、町内会に準ずる。
 - ③役員の推薦により参与及び相談役・顧問をおくことができる。

(選任)

第5条 役員を選任決議については、単位町内会長及び単位自治会長（以下、町内会長という）並びに連合会長による推薦もしくは町内会長による互選とする。

(議長)

第6条 会長は、本会を代表し会議を招集して議長となる。

(費用)

第7条 本会の運営費用は、横浜市の助成金及び町内会からの拠出の会費、共同募金事務費・事業協力費とする

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は、5月1日から翌年の4月30日までの1年とする。

(總會)

第9条 總會の決議者は本会当該事業年度の理事、委員とする。

(付則)

- 第10条
- ①本会は、昭和59年4月1日から実施する。
 - ②本会則の変更は、町内会長の合意によるものとする。
 - ③本会則を、平成元年5月總會にて一部変更する。
 - ④本会則を、平成11年5月總會にて一部変更する。
 - ⑤本会則を、平成23年5月總會にて一部変更する。
 - ⑥本会則を、平成28年5月總會にて一部変更する。
 - ⑦本会則を、平成29年5月總會にて一部変更する。
 - ⑧本会則を、平成30年5月總會にて一部変更する。